

いいだ 市議会だより

No. 153

平成 18.2.1

臨時号

編集/市議会だより編集委員会 発行/飯田市議会 〒395-8501 長野県飯田市大久保町 (TEL)0265-22-4511



特集

飯田市自治基本条例「市議会の条文素案」まとまる

～平成18年9月定例会での制定を目指します～

飯田市議会では、平成15年度から3年にわたって自治基本条例の検討を進めてきました。平成16年度には「わがまちの“憲法”を考える市民会議」を設置して、市民・議会・行政が一緒になって研究を進め、平成17年度は「自治基本条例特別委員会」を設置して、市民会議の成果を尊重しながら条文素案の作成作業を進めてきました。

このたび、「市議会の条文素案」がまとまりましたので、この特集号でご紹介し広く市民の皆様からご意見をいただきたいと思えます。

それでは、自治基本条例に関心のある条太郎君  と例子さん  が、議長  にお聞きする形で進めて参ります。



市議会で自治基本条例を作っていると言うけど、どんな条例なんですか。



自治基本条例というのは、

- ①住民自治の基本理念や基本原則を規定するもの
- ②市民の権利を明確に規定するもの
- ③住民自治の視点に立った自治体の組織、運営、活動に関する基本的な事項を定めるもの
- ④市民参加と協働による「まちづくり」のための指針や仕組みを定めるもの
- ⑤他の条例や各種計画を策定する際の指針となるもの

であると言われてるんだ。つまり、まちづくりの主体は市民であって、その認識の上に立って、市民主体のまちづくりを進めるための市民・議会・行政の役割分担を明確にして、その自治体の行政運営を行うためのルールを定めるものと言えるんだ。こうしたことから「自治体の憲法」とも言われているんだよ。

条文素案の内容

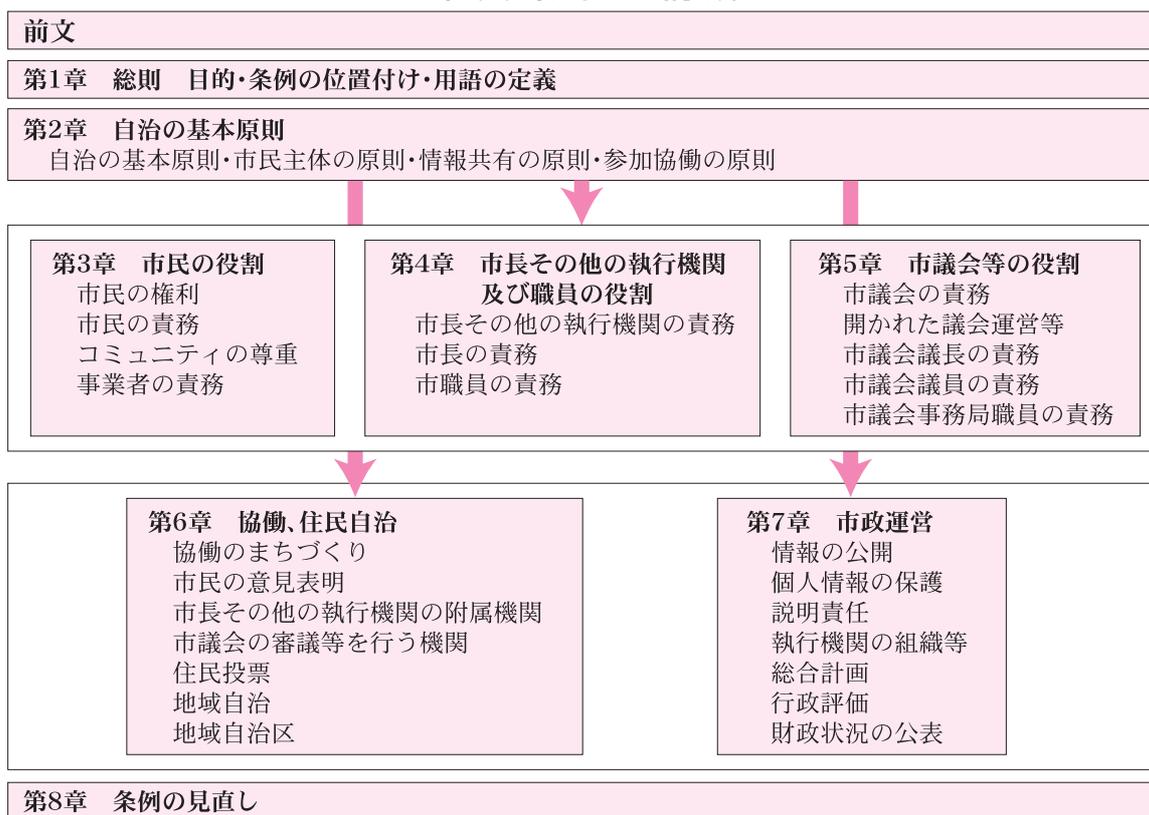


それでは「市議会の条文素案」について、どんな内容なのか教えてください。



それでは、市議会がまとめた条文素案について説明していくことにしよう。
まず、条文素案の構成を見てもらおう。

条文素案の構成



前 文

ここは、自治基本条例の理念を示す部分で、これまでの飯田市の自治の在り方を踏まえながら、飯田市市民憲章の精神を十分尊重して、普遍的な歴史や文化、伝統などの飯田らしさを、分かりやすい言葉と内容で表現したんだよ。

前 文

わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。

わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。

わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。

わたくしたちは飯田市市民憲章にうたわれた普遍的な市民としての心構えと理念をいかし、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。



総 則 (第1条～第3条)

ここは、条例の目的、条例の位置付け、用語の定義を明らかにしていくところで、住みよいまちづくりは、市民が主体となって、そこに議会や行政と一緒に考えて、協力して進めていくことが大切なんだ。また、この条例は基本条例なので地方自治体における最高規範（ルール）になるんだ。だから、全ての人たちがこの条例を大切にすることが必要なんだよ。

この条例は一人ひとりがすすんで守ろうという意思を期待している条例なので、守らないからといって罰則があるわけではないんだ。ただ、議会や行政にはこの条例の遵守義務が市民より強く求められていることは言うまでもないことだけだね。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、本市の住民自治の基本原則を定めるとともに、住民自治に関する市民、市長その他の執行機関及び市議会の役割を明らかにし、市民が主体の住みよいまちづくりを、共に考え協力して円滑に推進することを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、住民自治及び市政に関する最高規範であり、市民、市長その他の執行機関及び市議会は、誠実にこれを遵守するものとします。

2 市長その他の執行機関及び市議会は、市の条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

3 市長その他の執行機関は、基本構想、政策及び計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) コミュニティ 市民により自主的に形成され、住みよいまちづくりのために、互いに助け合いながら多様な活動を行う組織をいいます。
- (3) 市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員

会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

- (4) 住民自治 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の共同事務を自ら担い、地域の自治活動を行うことによって、主体的にまちづくりを推進することをいいます。
- (5) 協働 まちづくりを推進するため、市民、市長その他の執行機関及び市議会がそれぞれの役割を担いながら協力し、共に考え行動することをいいます。



自治の基本原則（第4条～第7条）

ここは、目指していく飯田市の自治の姿を実現するための基本的な考え方を明らかにしていくところなんだ。

私たちが目指す住みよいまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが主体となって、議会や行政と協調しながら進めていくことが必要だし、議会や行政が持っている情報を積極的に公開して、みんなが共有していくことが大切なんだ。また、市民が主体となって活動するためには、市民が参加できる機会や場所が多く用意されることが必要なんだよ。



第2章 自治の基本原則

（自治の基本原則）

第4条 市民、市長その他の執行機関及び市議会は、この章に掲げる自治の原則に基づき、協調して自治を推進するものとします。

（市民主体の原則）

第5条 住みよいまちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力が十分に発揮されるとともに、市民相互並びに市民と市長その他の執行機関及び市議会とが協調することにより推進します。

（情報共有の原則）

第6条 住みよいまちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、当該情報や意見を市民と市長その他の執行機関及び市議会とが共有することにより推進します。

（参加協働の原則）

第7条 住みよいまちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市長その他の執行機関及び市議会とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。



市民の役割（第8条～第11条）

市民は、自治の担い手として市の運営に参加する権利があるんだよ。それとともに自治の担い手であるがゆえに市民としての責任もあるんだ。地域社会の発展に貢献したり、お互いに尊重し合って自分の発言や行動に責任を持つことも必要なことなんだよ。

それと、まちづくりの担い手としてはコミュニティも大きな役割を果たしている。自治会などの地縁型組織の他に、NPOなどのテーマ型組織もある。市民として、このようなコミュニティの活動に参加したり、その活動を尊重して行かなくてはならないね。

ただ、コミュニティ活動は、過度の負担をかけないような配慮も必要になってくるね。

また、事業者もその地域社会の一員として、まちづくりに積極的に参加する責任があると考えているんだ。従業員が地域活動をしようとするときには、協力することも必要なんだね。

第3章 市民の役割

（市民の権利）

第8条 市民は、まちづくりに参加する権利を有し、市政に関する政策や計画の企画立案過程から参加し、意見を述べるすることができます。

2 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、市長その他の執行機関及び市議会に対し公文書の公開を求めることができます。

（市民の責務）

第9条 市民は、まちづくりの主体として、市長その他の執行機関及び市議会と協働し、地域社会の発展に寄与するように努めます。

2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

（コミュニティの尊重）

第10条 市民は、コミュニティがまちづくり推進の担い手であることを認識し、コミュニティ活動を尊重し、守り育てるものとします。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとします。



市長その他の執行機関及び職員の役割（第12条～第14条）

市長は、市の代表者としてこの条例を遵守して、誠実かつ公正に市政を運営しなければならないし、市職員を適切に指揮監督して効率的な組織運営に努めなければならない。

市職員は、法律や条例に従って職務に当たり、そのために必要な知識や技術の向上に努めなければならないことはいうまでもないことだ。また、市職員は市民としてまちづくりや地域活動に積極的に参加するよう心掛ける必要もあるね。

第4章 市長その他の執行機関及び職員の役割

(市長その他の執行機関の責務)

第12条 市長その他の執行機関は、所掌事務を誠実に管理、執行するとともに、市民との相互の信頼を築きます。

(市長の責務)

第13条 市長は、市の代表者として誠実かつ公正に市政を運営します。

2 市長は、自治の基本原則に基づき、市民の参加する市の施策及び計画の策定、実施、評価等を行います。

3 市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともに、職員の育成を図り、効率的な組織運営に努めます。

(市職員の責務)

第14条 市職員は、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技術の向上に努めます。



市議会等の役割 (第15条～第19条)

地方自治体は、市長も議員も共に市民から選挙されるという形（二元代表制）になっていて、議会は議決機関として市長が行う市政運営について、それが市民の意思に基づいて行われているかどうかチェックしたり、評価したりする役目がある。だから、市議会は常に市民に対して開かれた議会運営を行うように心掛けて、議会への市民参加を積極的にすすめて行かなくてはならないんだ。

ここには、市民の意思を的確に捉えて政策提言していくことはもちろん、議会活動の内容を積極的に市民に説明して、情報の共有を図っていくことが盛り込まれているんだ。



第5章 市議会等の役割

(市議会の責務)

第15条 市議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成する市の意思決定機関であり、法令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。

2 市議会は、市長その他の執行機関の行政運営を監視、評価することにより、適正な市政運営の確保に努めます。

(開かれた議会運営等)

第16条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等の公開及び情報提供を充実することにより、市民との情報の共有に努めます。

2 市議会は、市民の意見を聞くため、議会への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営を目指します。

3 市議会は、政策の提言、立案内容の充実を図るため、調査研究活動に努めます。

(市議会議長の責務)

第17条 市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。

2 市議会議長は、市議会の事務を統一的に処理するため、事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。

(市議会議員の責務)

第18条 市議会議員は、市民の代表者であり市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。

2 市議会議員は、議員として、公平、公正かつ誠実に責務を遂行するため、自己研鑽に努めます。

(市議会事務局職員の責務)

第19条 市議会事務局職員は、市議会の使命を深く認識し、法令等を遵守するとともに、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、市議会議長の指揮監督のもと、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて補佐します。



協働、住民自治 (第20条～第26条)

ここでは、今まで見てきた自治の担い手である市民・議会・行政の役割を踏まえて、どのように市民参加を進めて、市民の考えを汲み上げ、住民自治を充実させていくのかということを示していくとても重要な部分なんだ。

基本は、市民・議会・行政が協働してまちづくりを進めることにある。市民が市政に参加したり、意見を述べたりする機会と場所をできるだけ多く用意して、多様な意見を市政に反映させていくことが大切なんだよ。

ここでは、市議会に、政策の立案や調査研究を行うために、特定の機関を置くことができることや、地域自治を充実させるために地域自治区を設けることなど、新しい考え方を盛り込んだところにこの条例の特長があるね。

第6章 協働、住民自治

(協働のまちづくり)

第20条 市民は、市長その他の執行機関及び市議会と対等な立場で協調し、まちづくりを推進することに努めるものとします。

2 市長その他の執行機関及び市議会は、市民の多様な参加の機会を整備し、コミュニティに必要な支援を行うことにより、協働のまちづくりを推進し、住民自治の拡充を図ります。

(市民の意見表明)

第21条 市長その他の執行機関は、特に重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見を求めます。

2 市長その他の執行機関は、市民から提出された意見を尊重し、及びその意見についての考え方を公表して、市政運営を行います。

(市長その他の執行機関の附属機関)

第22条 市長その他の執行機関は、市の事務に関わる担当事項について、審議又は調査等を行う附属機関に、市民の多様な意見が反映されるように委員を任命します。

(市議会の審議等を行う機関)

第23条 市議会は、政策の立案、調査研究に資するため、特定事項につき、審議又は調査等を行う機関を置くことができます。

2 市議会は、前項の機関の委員の任命に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。

(住民投票)

第24条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

(地域自治)

第25条 住民自治の原則に基づき、地域自治に、市民一人ひとりが参加し、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域社会の実現を目指します。

(地域自治区)

第26条 市長は、市民の身近な事務を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域のコミュニティを支援するため、条例でその区域を分けて定める区域ごとに、地方自治法に基づく地域自治区を設けます。

2 地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の市民により構成され、地域の多様な意見の調整を行い、協働によるまちづくりを推進します。



市政運営 (第27条～第33条)

ここでは、自治の基本原則に基づいた市民主体の住みよいまちづくりを進めるためには、どのように市政運営を行っていくかについて具体的に示していく部分なんだ。

特に、情報の公開は市の説明責任を果たし、公正で民主的な市政を進めていくためにとても重要なことなんだ。

また、情報の公開や市民への説明を行うときは、みんなにわかりやすい形で行われることが大切なんだよ。



第7章 市政運営

(情報の公開)

第27条 市長その他の執行機関及び市議会は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市

政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、情報を積極的に公表します。

2 市長その他の執行機関及び市議会は、市民の必要とする情報について、その迅速かつ適切な提供に努めます。

(個人情報保護)

第28条 市長その他の執行機関及び市議会は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報の安全管理措置を講じ、信頼される市政の実現を図ります。

(説明責任)

第29条 市長その他の執行機関は、行政運営の透明性を向上させるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。

2 市長その他の執行機関は、市議会に対して、市政に関する意思決定の過程及び行政運営の状況を随時報告するとともに、市議会から行政運営の状況についての報告を求められたときは、速やかに報告します。

(執行機関の組織)

第30条 市長その他の執行機関は、執行機関の組織について効率的かつ機能的なものとするともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げます。

(総合計画)

第31条 市長は、まちづくりの理念に基づき基本構想を定め、その基本計画を策定し総合的かつ計画的な市政運営を図ります。

2 市長は、基本構想、基本計画その他施策の基本となる計画の策定を行うに当たっては、市民参加の機会の確保に努めます。

(行政評価)

第32条 市長その他の執行機関は、効率的かつ効果的に市の事務を執行するため、行政評価を行い、結果を公表し、市民の意見を求めます。

(財政状況の公表)

第33条 市長は、財源を効率的かつ効果的に運用することにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めます。



条例の見直し (第34条)

この条例は、社会の変化に対応して第1条の目的を達成するために必要があるときは、見直しを行うことができるようになっているんだ。

「市議会は」としたのは、この条例を市議会が作ったということの責任を明確にするためにあえて入れたことなんだけど、他の法令では市長はもちろん市民にも条例の制定、改廃請求権が与えられているから、誰でも請求できることに変わりはなく、法令に反しているわけではないんだよ。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第34条 市議会は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。



以上が、現在市議会として考えている条文素案の内容なんだ。確かに条文素案をひとつひとつ見ると、当たり前を感じるかも知れないね。けれども、飯田市が全国に先駆けて実践してきた分散型の地域運営や住民自治の手法は、全国に誇れることなんだ。こうしたよいところを次の時代へ確実に引き継いでいくこと、また、新しいルールを盛り込んでいくことが必要と考えているんだ。

それと、今飯田市は大きな転換期にある。地方分権が進み、地方自治体は「自己決定・自己責任」による運営を求められることになったんだ。

また、少子高齢社会の到来や国及び地方財政の硬直化、さらには地方分権に伴う社会構造の変化などにより、自治会への未加入問題、市民の参加意識の低下、役員のなり手不足、生活弱者への対応などの課題が生じてきているんだ。

さらに、平成19年4月の導入が予定されている地域自治区の設置は、これまでの飯田市の地域運営の在り方を大きく変えることになり、改めて自治の担い手である市民・議会・行政の役割を見直し、これからの地域運営にあったルール作りを行って、住民自治の拡充を図ることが必要となってきたんだ。

こうした飯田市を取り巻く状況を総合的に勘案した結果、自治基本条例は必要であると判断したんだよ。



この条例ができることによって、飯田市がどう変わっていくんですか。



この条例で一番期待されているのは「市民・議会・行政それぞれの意識改革が進む。」ということなんだ。

議会は、この条例に沿った議会審議や議員活動を行い、真に市民の代表としての自覚を持って、市民の利益を優先して行動することになり、より一層議会改革の推進につながると考えている。

行政は、その役割や市政運営のルールが明確になり、条例の遵守が義務づけられることから、市長はもちろん市職員は、市民主体のまちづくりを常に念頭に置いて職務に専念することになり、その結果、意識も行動も大きく変化すると考えている。

こうして、議会や行政の意識改革が進むと、自ずと市民の意識も変わってくると思うんだ。自らがまちづくりの主体としての自覚を持って、積極的に行動しようとする意識が現れて、市民のまちづくりへの参加意識が高まってくる。こうなると地域の課題も自分たち

が主体的に解決しようという方向に向かうと思うんだ。

この条例によって、自らが決定し、責任を持って実践し、協力し合って、心豊かに暮らせるまちづくりを進めようという意識が高まり、そうした社会が広がることによって、主体的に行動しようとする人が増えて、それによって、参加と協働に裏打ちされた活力ある飯田市が実現できると考えているんだ。



そうが、住みよいまちづくりは、ボクたち市民が市政に関心を持って、地域活動に積極的に参加することから始まるんだね。それが元気な飯田市の実現につながるものがよくわかったよ。



そうね、私たちはちゃんとした役割分担のもとに、自分達でできることは自分達でやっていかなくてはならないし、住みよいまちづくりをしようという意識をしっかりとつことが大切だということがよくわかったわ。

ところで、これからどのようなスケジュールで、9月に条例としてできていくんですか。



この条例は、市民主体、情報共有そして参加協働の原則に基づいているから、条例ができるまでに市民の皆さんと十分な意見交換の機会を持つことが重要と考えているんだ。それも、考え方が固まってしまう前に行うことが大事なんだ。

だから、この後2月15日から3月2日にわたって、飯田市内全20地区で説明会を開催することになっているんだよ。そこで、この条文素案について詳しく説明して、意見交換を行って多くの意見をもらい、それを参考にしながら条文原案としてまとめていきたいと考えているんだ。その後、条文原案についてパブリックコメントやシンポジウムを行って、更に意見を聴いて条例案としてまとめていきたいと考えている。

そして平成18年9月の定例会に上程、議会の議決を経て飯田市自治基本条例として成立させたいと考えているんだよ。

それと、地区説明会の日程は次のように決まっているから、条文素案や議会の取り組みについてもっと詳しく知りたい方は、是非お出かけいただきたいと思います。



今日はどうもありがとうございました。皆さんも地区説明会に出かけて、もっと詳しい説明を聞いてみてください。



そうすることから、この条例が目指す「参加協働による市民主体の住みよいまちづくり」の第1歩が始まるんだと思います。



地区説明会には、この議会だより臨時号をお持ち下さい。

自治基本条例 地区説明会日程表

地 区	日 程	時 間	施 設	会 場
竜 丘	2月15日(水)	19:00~20:30	竜丘公民館	大ホール
丸 山	2月15日(水)	19:00~20:30	丸山公民館	大会議室
座光寺	2月16日(木)	19:00~20:30	座光寺公民館	大会議室
千 代	2月16日(木)	19:00~20:30	千代公民館	大会議室
松 尾	2月20日(月)	19:00~20:30	松尾公民館	ホー ル
山 本	2月20日(月)	19:00~20:30	山本公民館	講 堂
三 穂	2月21日(火)	19:00~20:30	三穂公民館	大会議室
羽 場	2月21日(火)	19:00~20:30	羽場公民館	大会議室
上久堅	2月22日(水)	19:00~20:30	上久堅公民館	多目的ホー ル
上 郷	2月22日(水)	19:00~20:30	上郷公民館	講 堂
下久堅	2月23日(木)	19:00~20:30	下久堅公民館	大会議室
川 路	2月23日(木)	19:00~20:30	川路公民館	大会議室
鼎	2月24日(金)	19:00~20:30	鼎公民館	3階学習展示室
橋 北	2月24日(金)	19:00~20:30	橋北公民館	大会議室
上 村	2月25日(土)	18:00~19:30	上村コミュニティセンター	2階会議室
南信濃	2月25日(土)	18:00~19:30	南信濃学習交流センター	2階会議室
伊賀良	2月28日(火)	19:00~20:30	伊賀良公民館	大会議室
龍 江	3月1日(水)	19:00~20:30	龍江公民館	大会議室
東 野	3月1日(水)	19:00~20:30	東野公民館	大会議室
橋 南	3月2日(木)	19:00~20:30	橋南公民館	大会議室

皆様からのご意見、ご感想をお待ちしております。ご意見、ご質問等がございましたら、どんなことでも結構ですので、議会事務局までご連絡下さい。

議会事務局

電 話：0265-22-4511 (内線2611、2613)

F A X：0265-53-8821

E-mail：igikai@city.iida.nagano.jp

